

群馬県文化財保護条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 県指定重要文化財（第三条―第十三条）
- 第三章 県指定重要無形文化財（第十四条―第十七条）
- 第四章 県指定重要有形民俗文化財・県指定重要無形民俗文化財（第十八条・第十九条）
- 第五章 県指定史跡名勝天然記念物（第二十条―第二十四条）
- 第六章 県選定保存技術（第二十五条）
- 第七章 埋蔵文化財（第二十六条―第二十九条）
- 第八章 雑則（第三十条・第三十一条）
- 附則
- 第一章 総則
- （趣旨）
- 第一条 この規則は、群馬県文化財保護条例（昭和五十一年群馬県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
- （用語の意義）
- 第二条 この規則の本則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。
- 第二章 県指定重要文化財
- （指定の申請）
- 第三条 条例第四条第一項の規定による県指定重要文化財の指定を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書に、所有者及び権限に基づく占有者の同意書（別記様式第二号）を添えて、知事に申請しなければならない。
- （指定書）
- 第四条 条例第四条第六項に規定する指定書は、別記様式第三号のとおりとする。
- （指定書の再交付）
- 第五条 指定書の交付を受けた者は、当該指定書を亡失し、盗み取られ、滅失し、又は毀損したときは、指定書等再交付申請書（別記様式第四号）を知事に提出し、指定書の再交付を受けなければならない。
- 2 亡失し、又は盗み取られたことにより指定書の再交付を受けた者は、当該亡失し、又は盗み取られた指定書を発見し、又は回復したときは、速やかに、当該指定書を知事に返付しなければならない。
- （管理責任者選任等の届出）
- 第六条 条例第六条第三項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、管理責任者選任等届（別記様式第五号）によるものとする。
- （所有者変更等の届出）

第七条 条例第七条第一項の規定による所有者の変更の届出は所有者変更届（別記様式第六号）によるものとし、同条第二項の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は所有者氏名等変更届（別記様式第七号）によるものとする。

（滅失等の届出）

第八条 条例第十一条の規定による滅失、毀損、亡失等の届出は、滅失等届（別記様式第八号）によるものとする。

（所在場所変更の届出）

第九条 条例第十二条の規定による所在の場所の変更の届出は、所在場所変更届（別記様式第九号）によるものとする。

（所在の場所の変更の届出を要しない場合等）

第十条 条例第十二条ただし書の規則で定める届出を要しない場合は、次に掲げるとおりとする。

一 条例第十五条第一項の規定による補助金を受けて管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 条例第十六条第一項又は第二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 条例第十七条第一項の規定による許可を受けて行う現状変更又は保存に影響を及ぼす行為のために所在の場所を変更しようとするとき。

四 条例第十八条第一項の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

五 条例第十九条第一項又は第二項の規定による勧告に基づいてする出品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。

六 条例第十二条の規定による届出を行って所在の場所を変更した後又は前各号に掲げる所在の場所を変更した後、変更前の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

2 条例第十二条ただし書の規則で定める所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない理由がある場合とする。

（現状変更等の許可申請等）

第十一条 条例第十七条第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可を受けようとする者は、現状変更等許可申請書（別記様式第十号）を当該現状変更等をしようとする日前三十日までに、知事に提出しなければならない。

2 現状変更等の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、速やかに、現状変更等終了届（別記様式第十一号）を知事に提出しなければならない。

（維持の措置の範囲）

第十二条 条例第十七条第二項の規則で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 県指定重要文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすこと

なく、当該県指定重要文化財をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状）に復するとき。

二 県指定重要文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため、応急の措置をするとき。

（修理の届出）

第十三条 条例第十八条第一項の規定による修理の届出は、修理届（別記様式第十二号）によるものとする。

第三章 県指定重要無形文化財

（指定の申請）

第十四条 条例第二十三条第一項の規定による県指定重要無形文化財の指定を受けようとする者は、別記様式第十三号による申請書により知事に申請しなければならない。

（認定書）

第十五条 知事は、条例第二十三条第二項の規定による県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体を認定（同条第五項の規定による追加認定を含む。）したときは、当該県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体に認定書（別記様式第十四号）を交付するものとする。

2 認定書の交付を受けた者は、当該認定書を亡失し、盗み取られ、滅失し、又は毀損したときは、指定書等再交付申請書を知事に提出し、認定書の再交付を受けることができる。

3 県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体の代表者であった者は、条例第二十条第四項又は第六項の規定による通知を受けたとき、又は保持団体が解散したときは、速やかに、認定書を知事に返付しなければならない。

（保持者に関し届出を要する理由）

第十六条 条例第二十五条前段の規則で定める理由は、次に掲げるとおりとする。

一 保持者の芸名又は雅号の変更

二 保持者について、その保持する県指定重要無形文化財の保存に影響を及ぼす程度の心身の故障

（保持者氏名等変更の届出）

第十七条 条例第二十五条の規定による保持者の氏名若しくは住所の変更、死亡又は前条の理由に該当したときの届出は、保持者氏名等変更届（別記様式第十五号）によるものとし、保持団体の名称、事務所の所在地若しくは代表者の変更、構成員の異動又は解散の届出は、保持団体名称等変更届（別記様式第十六号）によるものとする。

第四章 県指定重要有形民俗文化財・県指定重要無形民俗文化財

（現状変更の届出）

第十八条 条例第三十二条第一項の規定による現状変更等しようとする者は、現状変更届（別記様式第十七号）を当該現状変更等しようとする日前十五日までに、知事に提出しなければならない。

（準用規定）

第十九条 第三条から第十条まで及び第十三条の規定は、県指定重要有形民俗文化財について準用する。

2 第十四条の規定は、県指定重要無形民俗文化財について準用する。

第五章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定の申請)

第二十条 条例第三十八条第一項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定を受けようとする者は、別記様式第十八号による申請書に、所有者及び権限に基づく占有者の同意書を添えて、知事に申請しなければならない。

(標識等の設置基準等)

第二十一条 条例第四十条の規則で定める標識の設置の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 材料は石とすること。ただし、特別の事情がある場合は、金属、コンクリート、木材その他の材料とすることができること。

二 標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載すること。

イ 群馬県指定史跡、群馬県指定名勝又は群馬県指定天然記念物の別及びその名称

ロ 群馬県知事の文字

ハ 指定年月日

ニ 標識の建設年月日

2 条例第四十条の規則で定める説明板の設置の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載すること。

イ 群馬県指定史跡、群馬県指定名勝又は群馬県指定天然記念物の別及びその名称

ロ 指定年月日

ハ 説明事項

ニ 保存上注意すべき事項

ホ その他所在、地番等参考となる事項

二 説明板には、指定に係る地域を示す図面を掲げること。ただし、地域の定めがない場合その他特に地域を示す必要がない場合は、この限りでないこと。

3 条例第四十条の規則で定める境界標の設置の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 石造又はコンクリート造の十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とすること。

二 境界標の上面には指定地域の境界の方向を示す方向指示線を、側面には文化財境界及び群馬県の文字を彫ること。

4 前三項に定めるもののほか、標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設（次項において「標識等」という。）は、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な程度において、環境に調和するよう設置するものとする。

5 条例第四十条の規定による標識等を設置しようとする者は、当該標識等の設計仕様書、設計図（説明板の設置の場合は、その記載事項を含む。）及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめ知事に、その旨並びに当該工事及び終了の予定時期を

報告しなければならない。

(土地の所在等の異動の届出)

第二十二条 条例第四十一条の規定による土地の所在、地番、地目又は地積の異動の届出は、土地の所在等異動届(別記様式第十九号)によるものとする。

(維持の措置の範囲)

第二十三条 条例第四十二条において準用する条例第十七条第二項の規則で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の現状)に復するとき。

二 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため、応急の措置をするとき。

三 県指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が不可能であることが明らかである場合において、当該部分を除去するとき。

(準用規定)

第二十四条 第六条から第八条まで、第十一条及び第十三条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第六章 県選定保存技術

(準用規定)

第二十五条 第十四条から第十七条までの規定は、県選定保存技術について準用する。

第七章 埋蔵文化財

(埋蔵文化財評価委員会)

第二十六条 条例第四十五条の二に規定する報償金の額の決定その他出土した文化財(以下「出土品」という。)の評価を行うため、群馬県に群馬県埋蔵文化財評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 知事は、出土品の評価を行う必要が生じたときは、評価委員会に諮問しなければならない。

3 評価委員会は、当該出土品について専門知識を有する者をもって構成する。

4 前三項に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、知事が定める。

(譲与等)

第二十七条 条例第四十五条の三第一項の規定による譲与又は同条第二項の規定による譲与若しくは譲渡を受けようとする者は、別記様式第二十号により知事に申請しなければならない。

(土地の発掘に係る届出、指示、命令等)

第二十八条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第九十二条第一項に規定する調査のための発掘をしようとする者は、別記様式第二十一号により知事に届け出なければならない。

2 法第九十三条第一項又は第九十四条第一項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘をしようとする場合は、別記様式第二十二号により

届出又は通知を知事にしなければならない。

3 法第九十六条第一項又は第九十七条第一項に規定する新たな遺跡と認められるものを発見したときは、別記様式第二十三号により届出又は通知を知事にしなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、法第八十四条第一項第六号の規定により知事が行うこととなる事務について必要な事項は、知事が定める。

(埋蔵物の発見に係る届出等)

第二十九条 埋蔵物を発見した者は、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定により当該埋蔵物を警察署長に提出しなければならない。

2 警察署長は、前項の規定により提出された埋蔵物が文化財と認められるときは、直ちに別記様式第二十四号により当該埋蔵物を知事に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

3 知事は、前項の埋蔵物を鑑査し、文化財と認めるときは、別記様式第二十五号により警察署長及び発見者並びに土地所有者に通知するものとする。

第八章 雑則

(台帳)

第三十条 知事は、県指定の文化財及び県選定の保存技術について、必要な事項を記載した台帳を備えて置くものとする。

(指定等の基準)

第三十一条 条例及びこの規則の規定による指定、認定及び選定の基準については、別に定めるものとする。

附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に群馬県文化財保護条例施行規則を廃止する規則（令和二年群馬県教育委員会規則第十九号）による廃止前の群馬県文化財保護条例施行規則（昭和五十一年群馬県教育委員会規則第十二号）の規定によりなされている申請、届出、交付その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請、届出、交付その他の行為とみなす。

年 月 日

群馬県知事 へ

住 所
申請者
氏 名

群馬県指定重要文化財（群馬県指定重要有形民俗文化財）指定申請書

次のとおり群馬県指定重要文化財（群馬県指定重要有形民俗文化財）の指定を受けたいので、申請します。

- 1 名称及び員数
- 2 所在の場所
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 占有者の氏名又は名称及び住所
- 5 寸法重量又は材質（建造物は、構造及び形式）
- 6 製作年代又は時代
- 7 製作者名
- 8 由来及び沿革
- 9 現状
- 10 その他参考となる事項

添付書類

- 1 有形文化財の最近の写真（キャビネ版）又は平面実測図
- 2 位置図
- 3 所在する土地の登記所に備えられた地図の写し
- 4 有形文化財に関する文献その他参考となる資料
- 5 所有者及び権限に基づく占有者の同意書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
申請者
氏 名

同意書

私の所有（占有）する下記の物件を群馬県指定重要文化財（群馬県指定重要有形民俗文化財・群馬県指定史跡・群馬県指定名勝・群馬県指定天然記念物）に指定することに同意します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 物件の所在地
- 3 指定の区域
- 4 その他参考となる事項

(表)

割り印	記号番号
(名称) (員数)	(構造形状及び寸法その他の特徴)
指定する	右を群馬県文化財保護条例に基づき群馬県指定重要文化財(群馬県指定重要有形民俗文化財)に
年	月
日	群馬県知事

(裏)

備考

- 一 指定書は亡失、毀損などしないよう大切に保管してください。
- 二 所有者変更届・所在場所変更届・所有者氏名等変更届（所有者に係る変更に限る。）を提出するときは、この指定書を添付してください。
- 三 指定が解除されたときは、この指定書を返付してください。

所有者							
所有者の住所							
所在の場所							
変更 年 月 日							

所有者		
所有者の住所		
所在の場所 交付・再交付又は年月日		

年 月 日

群馬県知事 へ

住 所
申請者
氏 名

指定書等再交付申請書

次のとおり群馬県指定重要文化財（群馬県指定重要有形民俗文化財）の指定書（又は群馬県指定重要無形文化財の認定書）を亡失した（盗み取られた・滅失した・毀損した）ので、再交付を申請します。

- 1 名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書（認定書）の記号番号
- 3 亡失等の年月日
- 4 亡失等の理由及び状況
- 5 その他参考となる事項

添付書類

事実を証するに足りる文書又は毀損した指定書（認定書）

年 月 日

群馬県知事 あて

住所
届出者
氏名

管理責任者選任等届

次のとおり群馬県指定重要文化財（群馬県指定重要有形民俗文化財、群馬県指定史跡、群馬県指定名勝、群馬県指定天然記念物）の管理責任者を選任（解任）したので届け出ます。

- 1 名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 所在の場所
- 4 管理責任者の氏名、住所、職業及び年齢
- 5 選任（解任）の年月日
- 6 選任（解任）の理由
- 7 その他参考となる事項

添付書類

選任の場合は、選任された者の承諾書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
届出者
氏 名

所有者変更届

次のとおり群馬県指定重要文化財（群馬県指定重要有形民俗文化財・群馬県指定史跡・群馬県指定名勝・群馬県指定天然記念物）の所有者が変更したので届け出ます。

- 1 名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 所在の場所
- 4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 変更の年月日
- 6 変更の理由
- 7 その他参考となる事項

添付書類

指定書

年 月 日

群馬県知事 へ

住所
届出者
氏名

所有者氏名等変更届

次のとおり群馬県指定重要文化財（群馬県指定有形民俗文化財・群馬県指定史跡・群馬県指定名勝・群馬県指定天然記念物）の所有者（管理責任者）の氏名（名称・住所）に変更があったので、届け出ます。

- 1 名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 所在の場所
- 4 変更内容
変更前
変更後
- 5 変更の年月日
- 6 変更の理由
- 7 その他参考となる事項

添付書類

指定書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
届出者
氏 名

滅失等届

次のとおり群馬県指定重要文化財（群馬県指定重要有形民俗文化財・群馬県指定史跡・群馬県指定名勝・群馬県指定天然記念物）を滅失した（毀損した・亡失した・盗み取られた）ので、届け出ます。

- 1 名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 滅失等の事実を知った年月日
- 6 滅失等の事実が生じた日時及び場所
- 7 滅失等の事実が生じた当時における管理の状況
- 8 滅失等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 9 その他参考となる事項

年 月 日

群馬県知事 へ

住所
届出者
氏名

所在場所変更届

次のとおり群馬県指定重要文化財（群馬県指定重要有形民俗文化財）の所在の場所を変更したい（変更した）ので、届け出ます。

- 1 名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 変更内容
変更前の所在の場所
変更後の所在の場所
- 4 変更予定（変更）の年月日
- 5 変更の理由
- 6 現所在に戻す期日が明らかなきは、その予定年月日
- 7 その他参考となる事項

添付書類

指定書

年 月 日
群馬県知事 あて
住 所 申請者 氏 名
現状変更等許可申請書
次のとおり群馬県指定重要文化財（群馬県指定史跡・群馬県指定名勝・群馬県指定天然記念物）の現状変更（保存に影響を及ぼす行為）をしたいので、申請します。
1 名称及び員数
2 指定年月日及び指定書の記号番号
3 所在の場所
4 所有者の氏名又は名称及び住所
5 占有者の氏名又は名称及び住所
6 管理責任者の氏名又は名称及び住所
7 現状変更等を必要とする理由
8 現状変更等の内容及び実施方法
9 現状変更等の着手及び終了の予定時期
10 現状変更等に係る工事施行者の氏名及び住所
11 その他参考となる事項

添付書類

- 1 現状変更等に係る設計仕様書及び設計図
- 2 現状変更等をしようとする箇所の見取図又はその地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 3 現状変更等をしようとする箇所又は地域の写真（キャビネ版）
- 4 申請者が所有者でない場合は、所有者の承諾書（管理責任者が選任されている場合にあっては、管理責任者の承諾書）
- 5 所有者と権限に基づく占有者が異なる場合で申請者が当該占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 6 管理団体がある場合には、当該管理団体の意見書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
届出者
氏 名

現状変更等終了届

次のとおり群馬県指定重要文化財（群馬県指定史跡・群馬県指定名勝・群馬県指定天然記念物）の現状変更（保存に影響を及ぼす行為）を終了したので、届け出ます。

- 1 名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 所在の場所
- 4 現状変更等の内容
- 5 現状変更等の許可年月日
- 6 施行時期
- 7 その他参考となる事項

添付書類

現状変更等の結果を示す写真（キャビネ版）又は見取図

別記様式第12号（第13条関係）

年 月 日
群馬県知事 あて
住所 届出者 氏名
修理届
次のとおり群馬県指定重要文化財（群馬県指定重要有形民俗文化財・群馬県指定史跡・群馬県指定名勝・群馬県指定天然記念物）の修理をしたいので、届け出ます。
1 名称及び員数
2 指定年月日及び指定書の記号番号
3 所有者の氏名又は名称及び住所
4 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
5 修理を必要とする理由
6 修理の内容及び方法
7 修理のため所在の場所を変更する必要があるときは、その移動先の場所と移動している期間
8 修理の着手及び終了の予定時期
9 修理施行者の氏名及び住所
10 その他参考となる事項

添付書類

- 1 修理に係る設計仕様書及び設計図
- 2 修理をしようとする箇所の写真（キャビネ版）又は見取図

年 月 日
群馬県知事 あて
住 所 申請者 氏 名
群馬県指定重要無形文化財指定（群馬県指定重要無形民俗文化財指定・群馬県選定保存技術選定）申請書
次のとおり群馬県指定重要無形文化財の指定（群馬県指定重要無形民俗文化財の指定・群馬県選定保存技術の選定）を受けたいので、申請します。
1 名称
2 所在の場所
3 保持者の氏名、生年月日及び芸名又は雅号
4 保持（保存）団体の名称、代表者の氏名及び所在地
5 由来及び沿革
6 技芸等の内容
7 使用する道具の概要
8 その他参考となる事項

添付書類

- 1 無形文化財、無形民俗文化財又は文化財の保存技術等の最近の実情を示す写真（キャビネ版）及び文献
その他参考となる資料
- 2 無形文化財又は文化財の保存技術を保持する者又は団体の経歴及び沿革
- 3 団体の場合は、その団体の構成員の氏名、住所、生年月日、性別及び芸名又は雅号を記載した構成員名簿

(表)

割り印	記号番号
認定書	
年 月 日	
右を群馬県文化財保護条例に基づき群馬県指定重要無形文化財（群馬県選定保存技術）の保持者（保持団体、保存団体）として認定します	
群馬県知事	
(氏名・団体名 署名雅号等) (生年月日) 殿	

認定の要件

保持者の住所又は保持団体若しくは保存団体の事務所の所在地	
交付又は再交付年月日	

氏名又は名称						
住所又は所在地						
変更年月日						

備考

- 一 認定書は亡失、毀損などしないよう大切に保管してください。
- 二 保持者氏名等変更届（死亡又は心身の故障による場合を除く。）、「保持団体名称等変更届」を提出するときは、この認定書を添付してください。
- 三 認定が解除されたとき又は保持団体・保存団体が解散したときは、この認定書を返付してください。

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
届出者
氏 名

保持者氏名等変更届

次のとおり群馬県指定重要無形文化財（群馬県選定保存技術）の保持者の氏名（住所・芸名・雅号）に変更があった（保持者が死亡した・保持者が心身の故障を生じた）ので、届け出ます。

1 名称

2 認定年月日及び認定書の記号番号

3 変更内容

変更前氏名（住所・芸名・雅号）

変更後氏名（住所・芸名・雅号）

※死亡の場合

3 死亡した保持者の氏名及び住所

※心身の故障の場合

3 心身の故障を生じた保持者の氏名、住所及び故障の程度

4 変更（死亡・発生）の年月日

5 その他参考となる事項

添付書類

認定書（ただし、死亡又は心身の故障による届出の場合は除く。）

年 月 日

群馬県知事 あて

事務所の所在地
届出者
名称及び代表者氏名

保持団体名称等変更届

次のとおり群馬県指定重要無形文化財（群馬県選定保存技術）の保持（保存）団体の名称（事務所の所在地・代表者・構成員）に変更があった（が解散した）ので、届け出ます。

- 1 名称
- 2 認定年月日及び認定書の記号番号
- 3 名称又は事務所の所在地の変更の場合
変更前名称（事務所の所在地）
変更後名称（事務所の所在地）
- 4 代表者の変更又は構成員の異動の場合
旧代表者又は構成員の氏名及び住所
新代表者又は構成員の氏名、住所及び経歴
- 5 解散の場合
保持（保存）団体の名称及び事務所の所在地
- 6 変更（解散）の年月日
- 7 変更（解散）の理由

添付書類

- 1 認定書（ただし、構成員の異動の場合は除く。）
- 2 構成員の異動の場合は、新構成員の芸名又は雅号、性別及び生年月日を記載した書類

年 月 日
群馬県知事 あて
住所 届出者 氏名
現状変更届
次のとおり群馬県指定重要有形民俗文化財の現状変更（保存に影響を及ぼす行為）をしたいので、届け出ます。
1 名称及び員数
2 指定年月日及び指定書の記号番号
3 所有者の氏名又は名称及び住所
4 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
5 現状変更等を必要とする理由
6 現状変更等の内容及び方法
7 現状変更等の着手及び終了の予定時期
8 その他参考となる事項

添付書類

- 1 現状変更等に係る設計仕様書及び設計図
- 2 現状変更等をしようとする箇所の写真（キャビネ版）
- 3 届出者が所有者（占有者）以外である場合は、所有者及び占有者の承諾書

年 月 日
群馬県知事 へ
住 所 申請者 氏 名
群馬県指定史跡名勝天然記念物指定申請書
次のとおり群馬県指定史跡（群馬県指定名勝・群馬県指定天然記念物）の指定を受けたいので、申請します。
1 名称
2 所在地及び面積又は員数
3 所在地の所有関係の概要
4 沿革及び内容
5 現状及び現在までの保存の経緯
6 その他参考となる事項

添付書類

- 1 記念物の最近の写真（キャビネ版）
- 2 位置図
- 3 所在する土地の所在、地番、地積並びに占有者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者氏名を記載した書類
- 4 所在する土地の登記所に備えられた地図の写し
- 5 所在する土地の登記事項証明書
- 6 所有者及び権限に基づく占有者の同意書
- 7 その他参考となる資料

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
届出者
氏 名

土地の所在等異動届

次のとおり群馬県指定史跡（群馬県指定名勝・群馬県指定天然記念物）の所在（地番・地目・地積）に異動があったので、届け出ます。

- 1 名称
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 異動等の理由
- 4 その他参考となる事項
- 5 異動明細

異 動 前					異 動 後				異 動 年 月 日
所在	地番	地目	地積	所 有 者	所在	地番	地目	所 有 者	

添付書類

地番及び地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写し

第 号
年 月 日

群馬県知事 へ

住 所
申請者
氏 名

文化財の（譲与・譲渡）申請書

下記のとおり文化財の（譲与・譲渡）を受けたいので、申請します。

記

1 譲与又は譲渡申請文化財

- (1) 品名及び数量
- (2) 発見の場所、遺跡名及び発見の年月日
発見の場所
遺跡名 遺跡
発見年月日 年 月 日
- (3) 発見者の氏名及び住所
- (4) 発見された土地の所有者の氏名及び住所
- (5) 文化財として認定された年月日
年 月 日

2 譲与又は譲渡申請の理由

3 譲与又は譲渡後の取扱い

- (1) 譲与又は譲渡後に保管する場所、施設及び保管方法
保管場所
保管施設
保管方法
- (2) 保管責任者となる者の氏名、役職及び連絡先
- (3) その他参考となる事項

添付書類

- 1 譲与又は譲渡を受けようとする者を証明する書類（申請者が地方公共団体又は当該出土品の発見者若しくはその発見された土地の所有者の場合を除く。）
- 2 土地の所有者の出土品の保存又は活用についての了解書
- 3 文化財保護法第101条の規定による警察署長の埋蔵文化財提出書（別記様式第24号）の写し
- 4 埋蔵文化財認定書（別記様式第25号）の写し

（表）

第 年	月	号 日
群馬県知事 あて		
住 所 氏名等		
埋蔵文化財発掘調査の届出について		
埋蔵文化財について発掘調査を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項、同法第184条第1項第6号及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。		
記		
1 発掘予定地の所在及び地番		
2 発掘予定地の面積		
3 発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状		
4 発掘調査の目的		
5 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）		
6 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴		
7 発掘着手の予定時期		
8 発掘終了の予定時期		
9 出土品の処置に関する希望		
10 その他参考となるべき事項		

添付書類

- 1 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
- 2 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 3 発掘予定地の所有者の承諾書
- 4 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書
- 5 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

(裏)

別記

文化財保護法第92条第1項

県文書番号	第	号	・	年	月	日
-------	---	---	---	---	---	---

1 所在地			
土地所有者	氏名等：	連絡先：	
2 調査面積		m ²	
3 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 官衙跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 城館跡 生産遺跡 水田跡 畠跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の名称	(県遺跡番号) (市町村遺跡番号)	員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
4 調査の目的	学术研究 () 遺跡整備 保存目的のための範囲確認調査 自然崩壊		
	開発事業に伴う	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道等 農業基盤整備事業 (農道等を含む。) その他の農業関係事業 土砂採取 その他開発 ()	
	備考：		
5 調査主体	住所： 氏名等：		
6 発掘担当	住所：		
	氏名等： 経歴：		
7 着手予定時期	年	月	日
8 終了予定時期	年	月	日
9 出土品処置			
10 参考事項			

指示事項	
------	--

注1 届出者は、太線内に記入すること。

2 遺跡の種類・現状・時代及び調査の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入すること。

（表）

第 年	月	号 日
群馬県知事 あて		
住 所 氏名等		
埋蔵文化財発掘の（届出・通知）について		
<p>周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）（第93条第1項・第94条第1項）、同法第184条第1項第6号及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条（第1項第5号・第2項）の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり（届出・通知）します。</p>		
記		
1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番		
2 土木工事等をしようとする土地の面積		
3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所		
4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状		
5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要		
6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）		
7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所		
8 当該土木工事等の着手の予定時期		
9 当該土木工事等の終了の予定時期		
10 その他参考となるべき事項		

添付書類

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(裏)

別記
文化財保護法第93条第1項・第94条第1項 (○で囲むこと。)

県文書番号	第	号	・	年	月	日
-------	---	---	---	---	---	---

1 所在地			
2 調査面積		m ²	
3 土地所有者	住所： ----- 氏名等：		
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 官衙跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 城館跡 生産遺跡 水田跡 畠跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の名称	(県遺跡番号)	員 数	(市町村遺跡番号)
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道等 農業基盤整備事業 (農道等を含む。) その他の農業関係事業 土砂採取 その他開発 ()		
工事の概要			
6 工事主体者	住所： ----- 氏名等：		
7 施工責任者	住所： ----- 氏名等：		
8 着手予定時期	年	月	日
9 終了予定時期	年	月	日
10 参考事項			

指 示 事 項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ()
---------	------------------------

注1 届出者・通知者は、太線内に記入すること。

2 遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入すること。

（表）

		第	号
		年	月 日
群馬県知事	あて		
	住 所		
	氏名等		
遺跡発見の（届出・通知）について			
遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）（第96条第1項・第97条第1項）、同法第184条第1項第6号及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条（第1項第5号・第2項）の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり（届出・通知）します。			
記			
1	遺跡の種類		
2	遺跡の所在及び地番		
3	遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名		
4	遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名		
5	遺跡の発見年月日		
6	遺跡を発見するに至った事情		
7	遺跡の現状		
8	遺跡の現状を変更する必要があるときは、その時期及び理由		
9	出土品があるときは、その種類、形状及び数量		
10	遺跡の保護のためにとった、又はとろうとする措置		
11	その他参考となるべき事項		

添付書類

遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(裏)

別記

文化財保護法第96条第1項・第97条第1項 (○で囲むこと。)

県文書番号	第	号	・	年	月	日
-------	---	---	---	---	---	---

1 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 官衙跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 城館跡 生産遺跡 水田跡 畠跡 その他の遺跡 ()
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()
2 所在地	
3 土地所有者	住所： ----- 氏名等：
4 土地占有者	住所： ----- 氏名等：
5 発見年月日	年 月 日
6 発見の事情	
7 現 状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()
8 現状の変更	時 期： 年 月 日 ～ 年 月 日 ----- 理 由：
9 出 土 品	(種類・形状・数量)
10 保護措置	
11 参考事項	開 発 等 面 積 m ²

指 示 事 項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ()
---------	------------------------

注1 届出者・通知者は、太線内に記入すること。

2 遺跡の種類、時代及び現状欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入すること。

第 号
年 月 日

群馬県知事 へ

警察署長

埋蔵文化財提出書

次の物件は、埋蔵文化財と認められるので、現品（保管証）を添えて文化財保護法（昭和25年法律第214号）第101条の規定により提出します。

物件の名称及び種別	数量	発見者の住所、氏名、生年月日及び職業	
		発見した土地又は家屋等の所有者の住所、氏名、生年月日及び職業	
		発見の年月日	
		発見の場所	
		発見の原因	
		発見した土地又は家屋等の所有権を取得した年月日	
		備考	

第 号 年 月 日	
警察署長 様	
群馬県知事	
埋蔵物の文化財認定について	
年 月 日付 第 号で提出された下記物件は、鑑査の結果文化財と認定しましたので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第102条第2項の規定により通知します。	
記	
発 見 者	
土 地 所 有 者	
発 見 年 月 日	
発 見 の 場 所	
物 件 の 名 称 及 び 数 量	

(その2)

第 号
年 月 日

発見者 様

群馬県知事

埋蔵物の文化財認定及び当該文化財の帰属について（通知）

年 月 日に 警察署長に届け出た下記所在遺跡に係る埋蔵物は、文化財と認定されました。

このことにより、当該埋蔵物は、年 月 日までに所有者が判明しない場合は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第105条第1項の規定により群馬県に帰属します。また、文化財の所有者が判明した場合は、文化財保護法第103条の規定により当該警察署長に引き渡します。

いずれの場合も、遺失物法（平成18年法律第73号）及び文化財保護法の規定により処置され、改めて通知しませんのであらかじめ御承知おきください。

記

所在遺跡

(その3)

第 号
年 月 日

土地所有者 様

群馬県知事

埋蔵物の文化財認定及び当該文化財の帰属について（通知）

年 月 日付 第 号で（届出・通知）のあった土木工事等における発掘調査により出土した下記所在遺跡に係る埋蔵物は、文化財と認定されました。

このことにより、当該埋蔵物は、年 月 日までに所有者が判明しない場合は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第105条第1項の規定により群馬県に帰属します。また、文化財の所有者が判明した場合は、文化財保護法第103条の規定により当該警察署長に引き渡します。

いずれの場合も、遺失物法（平成18年法律第73号）及び文化財保護法の規定により処置され、改めて通知しませんのであらかじめ御承知おきください。

記

所在遺跡